

平成21年度 政策チェックアップ評価書（修正）

平成23年3月31日
国土交通省

国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～（平成21年6月16日制定）附則に基づき、政策チェックアップ（実績評価方式）を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。なお、本評価書は、平成21年度政策チェックアップ評価書（平成22年7月23日）に必要な修正及び追加を行ってとりまとめたものであるところ、特に修正等のない事前評価票については、掲載を省略した。

1. 政策チェックアップの概要について

政策チェックアップは、省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する。政策チェックアップを全省的に実施することにより、成果重視の行政運営を推進するとともに、省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民に分かりやすく示すものである。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を政策チェックアップの対象とする。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で実施する。

対象となる施策について、業績指標ごとに、指標の定義、目標設定の考え方等を明らかにするとともに、事務事業の概要、測定・評価結果等を明らかにし、評価を実施する。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年7月に作成した評価書に修正を加えた。

業績指標 I

宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業 (①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度)

評価

① B-3 ② A-3	① 目標値：大臣免許業者 30% 知事免許業者 10% (平成21年度) 実績値：大臣免許業者12.6% 知事免許業者1.7% (平成21年度) 初期値：大臣免許業者 2.7% 知事免許業者1.3% (平成19年度) ② 目標値：50% (平成21年度) 実績値：80% (平成21年度) 初期値：78% (平成19年度)
--------------------	--

(指標の定義)

① 宅地建物取引業の免許等電子申請率 (注1)

大臣及び知事免許に係る全免許等申請数における電子申請数を集計した結果から算出した割合
 (分子) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数のうち電子申請数
 (分母) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数

② システムの満足度 (注2)

電子申請システムにアクセスした利用者に対しシステムの中でアンケートを行い、その結果算出した割合
 (分子) = アンケート回答者のうち、システムを利用して、従来の紙による申請と比較して業務が「大いに効率化できた」もしくは「ある程度効率化できた」と回答した者の数
 (分母) = アンケート回答者数

(注1) 全免許等申請数における電子申請数を集計し、その比率を算出するもの。

(注2) 電子申請システムのサイトに利用者から意見を述べるページを設け、満足度を調査するもの。

(目標設定の考え方・根拠)

① 宅地建物取引業の免許等電子申請率

電子申請により申請者は書類提出や補正のたびに行政庁の窓口に向く必要がなくなるなど、免許等電子申請率は申請者の利便性の向上を量的に表していると考えられることから、業績指標として採用。なお、業績指標を単に電子申請数とせず、大臣、知事免許に係る全免許等申請数を分母とし、大臣、知事免許に係る全免許等申請数を分子としているのは、免許等申請数の増減を勘案する必要があるためである。目標設定にあたっては、IT新改革戦略(平成18年1月19日 IT戦略本部)に掲げるオンライン申請率50%を長期的目標とし、平成21年度の目標として大臣免許業者について電子申請率30%、知事免許業者について電子申請率10%を目指す。

② システムの満足度

電子申請により申請者は書類提出や補正のたびに行政庁の窓口に向く必要がなくなるなど、システムの満足度は申請者の利便性の向上を質的に表していると考えられることから、業績指標として採用。

利用者の半数から満足を得ることを目標とし、平成21年度にはシステム満足度50%を目指す。

(外部要因)

- ①申請が想定される者のパソコン保有状況
- ②該当なし

(他の関係主体)

- ①都道府県
- ②都道府県

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【その他】

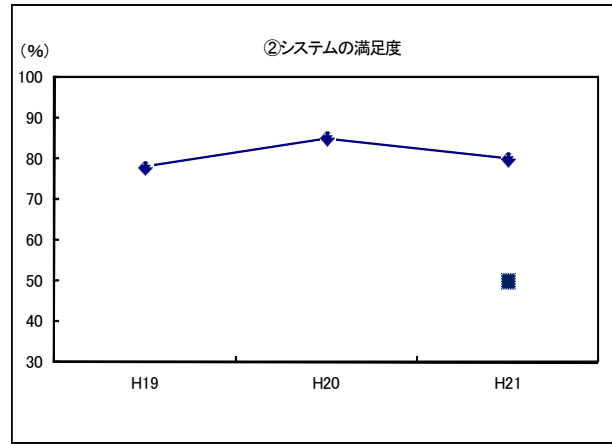
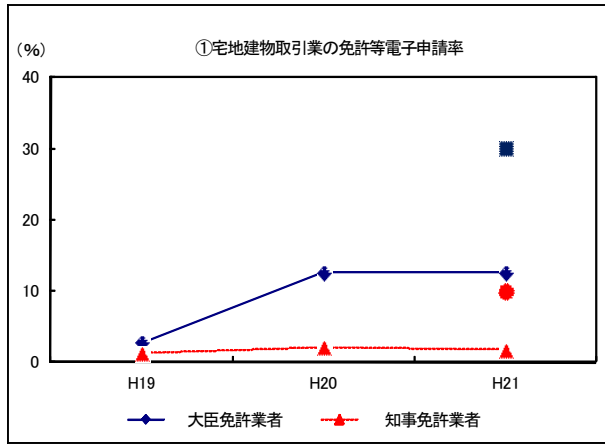
なし

①宅地建物取引業の免許等電子申請率

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	大臣2.1% 知事1.3%	大臣12.6% 知事2.1%	大臣12.6% 知事1.7%	

②システムの満足度

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	78%	85%	80%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①手段と目標の因果関係

- ・宅地建物取引業等に係る免許等手続きについて国と都道府県が共に使用できる電子申請システムを構築し、電子申請を利用することで、行政事務の効率化等を目指すとともに、民間事業者の利便を図るもの。
- ・システムを継続的に運用しつつ、申請・届出等手続きの窓口（大臣免許においては各地方整備局等、知事免許においては各都道府県）における周知や業界団体への通知を行うとともに、宅建業者数が多い大都市圏での当該システムの利用促進説明会を実施して、電子申請率の向上を図る。また、利用者アンケートを実施し、利用者のシステムへの満足度を調査するとともに、利用者のシステムに対する要望等を集計して、満足度の向上を図る。

②目標の達成度合いの判定方法・基準

電子申請率及び満足度それぞれの実績値により達成度合いを判定する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成21年度の電子申請率については、大臣免許業者12.6%、知事免許業者1.7%となっており、平成20年度の数値と比較して、大臣免許業者で横ばい、知事免許業者で減少し、最終的に目標値を下回る結果となった。システムの満足度については、目標値である50%を上回る80%であったことから、システムの品質面における評価は目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

①施策の実施状況

システムを継続的に運用しつつ、申請・届出等手続きの窓口（大臣免許においては各地方整備局等、知事免許においては各都道府県）における周知を行うとともに、宅建業者数が多い大都市圏での当該システムの利用促進説明会を実施（札幌（平成21年10月30日）、東京（平成21年11月6日）、仙台（平成21年11月13日））。また、利用者アンケートを実施し、利用者のシステムへの満足度を調査するとともに、利用者のシステムに対する要望等を集計（平成21年12月）。

②予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

普及啓発・利用促進に努めたが、電子申請率は伸び悩み、最終的に目標値を下回った。

費用対効果の観点から抜本的な見直しが避けられず、共同で運用している都道府県からの休止提案もあり、現在、システム休止も含め、都道府県と調整中であることからB-3と評価した。

電子申請率が目標値を下回った要因としては、添付書類をスキャナーで取り込んだ上で添付するか別途郵送又は持参にて提出しなければならないなど、添付書類に関する作業の複雑さなどが考えられる。

また、システムの満足度については、目標値を上回ったことからA-3と評価した。

電子申請率は目標値を下回ったものの、システムの満足度は目標を達成していることから、実際にシステムを利用した者にとっては利便性の向上が図られたといえる。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

システム休止も含め、共同で運用している都道府県と調整中。

（平成23年度以降）

上記調整を踏まえた対応を予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局不動産課不動産指導室（室長 浜野 芳照）